

## 交野市役所第2別館前スペースにおける飲食物販売事業者募集要項

交野市が行う飲食物販売事業者（以下「販売事業者」という。）の募集に参加される本市内事業者は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申込みください。

### 1. 概要

#### (1)販売期間及び販売日

・令和7年10月6日(月)～令和8年3月31日(火)

ただし、以下の日を除く。

①土・日・祝日

②年末年始（令和7年12月29日～令和8年1月3日）

③その他、駐車場及び許可した場所等が使用できない特別な事情が発生した場合

・販売日は各販売事業者が希望する曜日とする。

ただし、販売を希望する曜日が複数の事業者で重複する場合は、「6. 販売事業者の決定(2)」に基づき、決定する。

#### (2)販売時間

・11時～14時（準備、片付け、退出の時間も含む）

#### (3)場所

①交野市役所第2別館前スペース（別紙参照）

交野市私部1丁目1番1号

②区画

幅2.5m×奥行6m

※車両設備（扉を広げた場合など、作業スペースも含む）や幟等の設置も使用面積に含める。

#### (4)出店内容

飲食物の販売（アルコール類を除く）を行う。

#### (5)募集事業者数

1者（各曜日につき）

#### (6)使用料

販売事業者が応募時に提示する各曜日の使用料のうち、最も高い使用料を使用料とする。

使用料は、交野市の発する納入通知書により、指定する期限までに全額納入すること。

なお、各曜日における最低使用料は以下のとおり。

曜日	最低使用料	単価×販売期間における各曜日の日数
月曜日	3,000円	@150円×20日
火曜日	3,750円	@150円×25日
水曜日	3,450円	@150円×23日
木曜日	3,600円	@150円×24日
金曜日	3,450円	@150円×23日

## (7)その他経費

出店に要する費用は販売事業者の負担とする。

## 2. 応募資格等

次の要件をすべて満たす法人又は個人事業主に限り、応募することができる。

(1)次のアからエまでのいずれにも該当しない者であること。

- ア 精神の機能の障害を有することにより認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- イ 未成年者（民法に定める一定の場合は除く。）
- ウ 破産者で復権を得ない者
- エ 交野市の指名停止措置を受けている者又は交野市の指名停止要綱に該当する行為を行った者又は不利益処分（違法又は不適当な行為によるものである場合に限る。）を受けている者

(2)次のアからカまでのいずれにも該当しない者（アからカまでのいずれかに該当する者であつて、その事実があつた後3年を経過しない者を含む。）であること。

- ア 交野市との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- イ 交野市が実施した競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ウ 落札者が交野市と契約を締結すること又は交野市との契約者が契約を履行することを妨げた者
- エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定により交野市が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- オ 正当な理由がなくて交野市との契約を履行しなかった者
- カ アからオまでのいずれかに該当する者で、その事実があつた後3年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(3)交野市内に本店や支店をもつ法人または個人事業主であること。

(4)製造、販売、営業等に関して、交野市内で有効な許可等を有している者であること。

(5)納税義務のある諸税を滞納していないこと。

(6)公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又はその団体に属する者でないこと。

(7)交野市暴力団排除条例（平成24年条例第31号）に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者でないこと。また、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

(8)PL保険（生産物賠償責任保険）又はそれに準ずる保険に加入している者であること。

(9)飲食物を販売するにあたって、食品衛生法やその他関係法令等を遵守すること。

## 3. 許可条件等

(1)売上報告

- ・販売事業者は、交野市の求めに応じて、当該売上額を集計するとともに報告する。

## (2)使用上の制限

- ・来庁者、通行人及び近隣住民等に影響を与える行為や拡声器等を使用した呼び込み及びBGM等は禁止とする。
- ・出店で発生したゴミは、販売事業者が全て持ち帰り、適切に廃棄を行う。
- ・庁舎(敷地内設備を含む)の電源及び給排水設備は使用不可とする。
- ・敷地内は全面禁煙とする(加熱式たばこを含む)。
- ・許可されたスペース以外の使用(幟等の設置を含む)等は禁止とする。
- ・酒類及び市が不適切と認めるものの販売は禁止とする。
- ・使用許可の条件を遵守し、行政財産使用料等の費用を期限までに確実に納付すること。
- ・火気を使用する場合、消防等関係機関の指導に従い、消火器の設置等の必要な措置を講じること。
- ・出店場所が駐車場であることに留意し、次のとおり安全管理を徹底すること。
  - ①移動販売車の駐車及び看板等の設置にあたって、来庁者、通行人等に影響がないよう、安全管理を徹底すること。また、敷地内の動線及び安全を確保すること。
  - ②移動販売車の場合、自然発車を防止するに足る性能を有する輪留めを用意し、駐車する時に適切に取り付けること。また、車両を移動する際には安全運転を徹底すること。

## (3)衛生管理

- ・衛生面等について、次のとおり安全管理を徹底すること。
  - ①販売事業者は食品衛生責任者等の資格を有するものとし、出店の際、原則、資格保有者が現場に常駐すること。
  - ②衛生管理を徹底し、販売品の品質を確保すること。

## (4)その他

- ・搬入出用車両の駐車については、1台までとする。
- ・交野市から指示があった場合、それに従うこと。
- ・出店、食品及び販売行為に関して発生した事故や苦情に対して、市はその責任を負わず、販売事業者が責任をもって対応するとともに、賠償責任を負うこと。
- ・本要項に定める他、関係法令を遵守すること。
- ・その他、疑義が生じた場合、市及び事業者にて協議し、市長が決定する。

## 4. 使用許可の取消事由等

次のいずれかに該当する場合は、使用許可を取り消すとともに、許可の取消しにより販売事業者  
に損失が生じてもこれを補償しないものとする。

- ①許可されたスペースを公用又は公共用に供するための必要が生じたとき。
- ②使用許可に係る条件に違反する行為があると認められるとき。
- ③販売事業者が応募者の資格を失ったとき。
- ④許可されたスペースを第三者に使用させたとき。

## 5. 応募申込み手続き

### (1) 申込方法等

申込みに必要な書類を受付場所へ以下のとおり提出すること。

なお、提出された書類等は返却しないものとする。

#### 持参・電子メールの場合

申込受付期間 令和7年9月12日（金）～令和7年9月26日（金）

〃 時間 9時～16時30分（ただし、12時から12時45分を除く）

※9月26日（金）のみ、受付時間を9時から12時までとする。

#### 郵送の場合

申込受付期間 令和7年9月12日（金）～令和7年9月25日（木） ※左記期間内に必着

### (2) 申込受付場所

窓 口：交野市役所本館2階 総務課

住 所：〒576-8501 交野市私部1丁目1番1号

電 話：072-892-0121（代表）

メール：[soumu@city.katano.osaka.jp](mailto:soumu@city.katano.osaka.jp)

### (3) 申込みに必要な書類（各1部）

【提出期間】令和7年9月12日（金）～9月26日（金）

#### 共通

- ① 応募申込書（本市所定様式）
- ② 出店計画書（本市所定様式）
- ③ 誓約書（本市所定様式）
- ④ 製造、販売、営業等に関する許可証等の写し
- ⑤ PL保険加入証明書等の写し
- ⑥ 印鑑証明書

※⑥は法人の場合は法務局、個人事業主の場合は住民登録がある自治体で取得可。

#### 法人の場合

- ⑦ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
- ⑧ 【国税】納税証明書（その3の3）法人税と消費税及び地方消費税に未納がない証明
- ⑨ 【市税】法人市民税完納証明書

※⑦は法務局、⑧は税務署、⑨交野市でそれぞれ取得可。

#### 個人事業主の場合

- ⑩ 代表者の「身分証明書」
- ⑪ 代表者の「登記されていないことの証明書」
- ⑫ 【国税】納税証明書（その3の2）申告所得税及復興特別消費税と消費税及地方消費税に未納がない証明
- ⑬ 【市税】市府民税完納証明書（代表者が交野市内に居住する場合のみ）

※⑩は本籍地の市町村、⑪は法務局、⑫は税務署、⑬は交野市でそれぞれ取得可。

なお、⑪については、請求方法によって、問い合わせ先が異なりますので、法務局へ確認す

ること。

## 6. 販売決定事業者の決定

- (1)本市が設定する最低使用料（「1. (6)使用料」を参照）以上の額でかつ、提出された応募書類を審査のうえ、必要な資格等を満たしている者を販売候補事業者とする。
- (2)販売を希望する曜日が複数の販売候補事業者で重複する場合は、応募時に提示された当該曜日の使用料を比較し、最も高い価格で応募を行った事業者を販売決定事業者とする。  
なお、上記使用料の比較後、販売候補事業者からの応募がなかった曜日については、今回の募集において、当該曜日での販売に向けた再調整を行わないため、予め販売を希望する全ての曜日に応募すること。  
また、販売が決定した曜日について、使用料の還付は行わない。
- (3)最高価格の応募が2者以上ある場合は、9月26日（金）の午後に本市から当該応募者へ連絡のうえ、くじにより決定する。
- (4)各曜日の販売決定事業者は、令和7年9月29日（月）までに通知するものとする。
- (5)販売決定事業者は、以下の書類を提出すること。

【提出期間】 9月29日（月）～10月1日（水） **※提出期間が短いため、ご注意ください。**

**共通**

- ⑭行政財産使用申請書（本市指定様式）

## 7. その他

- ・毎週水曜日の昼に市役所本館1階ロビーにて、交野自立支援センター（障がい者支援施設）がパンを販売。

【参考】提出書類について

区分	提出資料	提出期限
共通	①応募申込書（本市指定様式）	9月26日（金） 12時
	②出店計画書（本市指定様式）	
	③誓約書（本市指定様式）	
	④製造、販売、営業等に関する許可証等の写し	
	⑤P L 保険加入証明書等の写し	
	⑥印鑑証明書	
法人のみ	⑦登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	9月26日（金） 12時
	⑧【国税】納税証明書（その3の3）法人税と消費税及び地方消費税に未納がない証明	
	⑨【市税】法人市民税完納証明書	
個人事業主のみ	⑩代表者の「身分証明書」	9月26日（金） 12時
	⑪代表者の「登記されていないことの証明書」	
	⑫【国税】納税証明書（その3の2）申告所得税及復興特別消費税と消費税及地方消費税に未納がない証明	
	⑬【市税】市府民税完納証明書	
共通	⑭行政財産使用申請書（本市指定様式）（※）	10月1日（水）

※⑭行政財産使用申請書（本市指定様式）の提出が提出期限までに間に合わない場合、販売開始が翌週へ延期となりますので、ご注意ください。

7. スケジュール

時期	内容
令和7年 9月12日（金）～ 9月26日（金）12時	市内事業者募集
9月29日（月）	各曜日における販売決定事業者の選定・発表
9月29日（月）～10月 1日（水）	追加書類の提出 ※販売決定事業者のみ
10月 1日（水）～10月 3日（金）	追加書類の審査
10月 6日（月）～令和8年3月31日（火）	飲食物の販売